

インド商工省が特許規則改正案(2019)を公表

2019年6月3日

JETRO ニューデリー

インド商工省産業・国内取引促進局 (DPIIT)は、2019年5月31日付インド特許規則改正案(2019)¹を公表した。本規則改正案は、規則 21 (優先権書類)、規則 131 (特許法第 146 条(2)に基づき提出を求められる陳述書様式および提出方法)、及び Form27 (インドにおける特許発明の商業規模での実施に関する陳述書様式) に関するものである。本改正案に対する意見および提案等のパブリックコメントは 本規則改正案が公表された日から 30 日以内に商工省へ送付することができる。

～本規則改正案の概要～

1. 規則 21 (優先権書類)

規則 21(2)、(3)を改定し、優先権書類が英語によるものでなかった場合、申請者または本人によって正当に承認された者による確認がなされた英訳は、適切な機関 (Appropriate Office) によって提出が求められてから 3 か月以内に提出することになっている。

2. 規則 131 (特許法第 146 条(2)に基づき提出を求められる陳述書様式および提出方法)

規則 131(2)を改定し、以下の点を明確化している。

- 暦年毎に報告書を 1 度提出すること
- 特許付与された暦年の次の年から報告書の提出が必要となること
- 各暦年の最終日から 3 か月以内に報告書を提出しなければならないこと

3. Form27 (インドにおける特許発明の商業規模での実施に関する報告書)

以下の点を変更している。

- 特許を実施していない場合：最大 500 字の記載 (実施していない正当な理由) のみへ変更
- 特許を実施した場合：特許の主題が製品かプロセスかで場合分けし、インドで発生したおおよその価値 (INR) のみを記載することへ変更、また、特定の特許発明から発生した価値を関連特許から発生した価値とは別に導き出すことができず、そのような特許すべてが同じ特許権者に付与されている場合、その全ての特許に関する詳細 (特許番号を含む) を記載する、そして、そのような全ての特許から得られる価値を記載することへ変更
- ライセンス数、及び公衆の需要に関する記載：記載項目から削除する変更
- その他：特許が数名に対して付与された場合、そのような特許権者は共同でフォームを提出可能である一方でライセンシーは個別にフォームを出す必要ある点を明記

以上

¹ http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/530_1_Draft_Patents_Rules_2019.pdf